

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条
 

- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
  - (a) 新築されたもの
  - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
  - (c) 新築されたもの
  - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
  - (e) 新築されたもの
  - (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 

- (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当する旨を証明します。

申請者 (新築又は取得者)	住所		取得年月日	年 月 日
	氏名		取得の原因	(1)売買 (2)競落
家屋の所在地	逗子市		床面積	延 m <sup>2</sup>
			構造	造
申請者の居住	(1)入居済 (2)入居予定		工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入)	円
建築年月日	年 月 日		売買価格 (ロ)(a)の場合に記入)	円

令和 年 月 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚